

平成27年第4回定例会

斑鳩町議会会議録

平成27年9月1日

午前9時30分 開会

於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員(13名)

1番	宮崎和彦	2番	小林誠
3番	中川靖広	4番	小村尚己
5番	伴吉晴	6番	平川理恵
7番	嶋田善行	8番	井上卓也
9番	中西和夫	10番	坂口徹
11番	濱真理子	12番	木澤正男
13番	奥村容子		

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	寺田良信	係長	大塚美季
--------	------	----	------

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	副町長	池田善紀
教育長	清水建也	総務部長	植村俊彦
総務課長	加藤恵三	総務課参事	谷口智子
企画財政課長	面卷昭男	税務課長	黒崎益範
住民生活部長	乾善亮	福祉課長	中原潤
国保医療課長	山崎善之	健康対策課長	西梶浩司
環境対策課長	栗本公生	住民課長	安藤容子
都市建設部長	藤川岳志	建設課長	本庄徳光
観光産業課長	井上貴至	都市整備課長	松岡洋右
会計管理者	西川肇	教委総務課長	安藤晴康
生涯学習課長	真弓啓	上下水道部長	谷口裕司
下水道課長	上田俊雄		

1, 議事日程

- 日 程 1. 会議録署名議員の指名
- 日 程 2. 会期の決定について
- 日 程 3. 建設水道常任委員長報告について
- 日 程 4. 厚生常任委員長報告について
- 日 程 5. 総務常任委員長報告について
- 日 程 6. 議案第 37 号 斑鳩町個人情報保護条例の一部を改正する条例
について
- 日 程 7. 議案第 38 号 斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当
に関する条例の一部を改正する条例について
- 日 程 8. 議案第 39 号 特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関
する条例の一部を改正する条例について
- 日 程 9. 議案第 40 号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関
する条例の一部を改正する条例について
- 日 程 10. 議案第 41 号 斑鳩町手数料条例の一部を改正する条例につい
て
- 日 程 11. 議案第 42 号 平成 27 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 3
号）について
- 日 程 12. 議案第 43 号 平成 27 年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計
補正予算（第 2 号）について
- 日 程 13. 議案第 44 号 平成 27 年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正
予算（第 2 号）について
- 日 程 14. 議案第 45 号 平成 27 年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補
正予算（第 1 号）について
- 日 程 15. 議案第 46 号 平成 26 年度斑鳩町水道事業会計未処分利益剰
余金の処分について
- 日 程 16. 認定第 2 号 平成 26 年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認
定について
- 日 程 17. 認定第 3 号 平成 26 年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計
歳入歳出決算の認定について
- 日 程 18. 認定第 4 号 平成 26 年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計歳

			入歳出決算の認定について
日 程 1 9 .	認 定 第 5 号	平成 2 6 年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
日 程 2 0 .	認 定 第 6 号	平成 2 6 年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
日 程 2 1 .	認 定 第 7 号	平成 2 6 年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	
日 程 2 2 .	認 定 第 8 号	平成 2 6 年度斑鳩町水道事業会計決算の認定について	
日 程 2 3 .	諮 問 第 3 号	人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて	
日 程 2 4 .	同 意 第 9 号	教育長の任命について同意を求めることについて	
日 程 2 5 .	同 意 第 1 0 号	斑鳩町教育委員会委員の任命について同意を求めることについて	
日 程 2 6 .	陳 情 第 2 号	高齢者が地域で活躍できる場の拡大に取り組むシルバー人材センターへの支援の要望について	
日 程 2 7 .	報 告 第 1 2 号	議会の委任による町長専決処分の報告について (損害賠償の額の決定について)	
日 程 2 8 .	報 告 第 1 3 号	議会の委任による町長専決処分の報告について (平成 2 7 年度斑鳩町一般会計補正予算 (第 2 号) について)	

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時30分 開会)

○議長（中西和夫君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名で、全員出席であります。

これより、平成27年第4回斑鳩町議会定例会を開会いたします。

ただいまから、本日の会議を開きます。

初めに、町長より議会招集の挨拶をお受けいたします。

小城町長。

○町長（小城利重君） おはようございます。

平成27年第4回町議会定例会を招集いたしましたところ、議員皆さまには公私何かとお忙しい中お繰り合わせの上ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

平素は、町政諸般にわたり、格別のご支援とご協力を賜り、心から感謝を申し上げます。

さて、本定例会は、斑鳩町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてなど22議案を提出させていただいております。いずれの議案につきましても、温かいご審議を賜りまして、満場一致で原案どおり議決・ご承認いただきますようお願い申し上げます。

また、佐伯、中川両監査委員には、6月24日には平成26年度斑鳩町水道事業会計決算について、また、7月28日から8月3日までの間は、一般会計を初め各特別会計決算について克明に審査をいただき、まことにありがとうございました。深く感謝を申し上げます。

提出議案の説明は後刻とさせていただくこととし、簡単ではございますが招集の挨拶とさせていただきます。

○議長（中西和夫君） ただいまから、議事に入ります。

本定例会の議事日程は、お手元に配布いたしております議事日程表のとおりであります。

よって、これに従い議事を進めてまいります。

まず、日程1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定により議長において指名いたします。

本定例会の会議録署名議員には、10番、坂口議員、11番、濱議員を指名いたします。両議員には会期中よろしく願います。

続きまして、日程2. 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を、本日から9月24日までの24日間と定めることについて、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から9月24日までの24日間と決定いたしました。続きまして、日程3. 建設水道常任委員長報告についてを議題といたします。

平成27年第3回斑鳩町議会定例会において、建設水道常任委員会の閉会中における継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めます。

1番、宮崎委員長。

○建設水道常任委員長(宮崎和彦君) それでは、ただいまより建設水道常任委員会委員長報告をいたします。

去る8月18日、全委員出席のもと建設水道常任委員会を開き、継続審査案件、委員会所管に係る事案について報告を受け、審議を行いましたので、その概要について報告いたします。

初めに、継続審査について、1番、都市基盤整備事業、①として都市計画道路の整備促進に関することについて、いかるがパークウェイの事業進捗状況と促進についてを説明、報告されました。質疑等はありませんでした。

2番目として、JR法隆寺駅周辺整備事業に関することについて、今に至る工事概要状況と、これから計画する概要と現状を説明、報告されました。委員より、仮称法隆寺駅前線の路線計画について質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。

継続審査については、一定の審査を行ったということで終わりました。

続きまして、各課報告事項について、1番目として公共下水道事業について、平成27年度7月末の工事の進捗状況、接続進捗状況、浄化槽雨水貯留施設への転用申請状況について説明、報告されました。質疑等はありませんでした。

2番目として、イノシシの電気柵設置に伴う安全対策と調査について説明、報告されました。委員より、町の補助金を受けていないものと農地以外の電気柵設置の安全確認について質疑がありました。理事者より一定の答弁がされました。

3番目として、県において、土砂災害特別警戒区域の基礎調査の実施をどのように行うのか、今後のスケジュールについて説明、報告されました。質疑等はありませんでした。

次に、その他について、委員より、公園の遊具の設置について、竜田交番のバス停の

ベンチについて質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。

以上が閉会中における当委員会に係ります審査の概要と結果であります。詳細につきましては会議録に整理いたしますので、ごらんいただきますようお願いいたします。

以上で、建設水道常任委員会委員長報告を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 次に、日程４．厚生常任委員長報告についてを議題といたします。

同じく閉会中における継続審査とされましたことについての審査結果報告を求めます。
２番、小林委員長。

○厚生常任委員長（小林誠君） それでは、８月１９日に厚生常任委員会を開催いたしましたので、その概要について、ご報告いたします。

まず、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化に関することについてを議題とし、理事者に報告を求めたところ、（１）今年の１０月からの運用を計画しているスマートフォンを活用したごみ分別アプリについての報告がありました。委員からの質疑として、契約金額について、２つとして住民への周知方法について質疑があり、理事者より一定の答弁がなされております。

また、ことしの秋には、行政と議会との共同でのごみのポイ捨て禁止啓発キャンペーンを行うことが決まりました。

以上が継続審査についての概要であり、一定の審査を行い、終わりました。

次に、各課報告事項について理事者より報告を求めたところ、（１）平成２８年度保育所保育料について。

（２）社会保障・税番号（マイナンバー）制度開始に伴う個人番号通知及び個人番号カードの発行について、委員よりの質疑として、１つとして、導入時における課題認識や周知方法について、２つとして、代理人の申請について、３つとして、住民基本台帳カードの発行状況とカードの有効期限について等の質疑があり、理事者より一定の答弁がなされております。

（３）斑鳩町住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱について、委員よりの質疑として、１つ、自動交付機による交付は本人通知を行わないことについて、２つとして、申請時のサポートについて等の質疑があり、理事者より一定の答弁がなされております。

（４）敬老会の開催について、（５）子育て世帯臨時特例給付金の申請期限を３か月延長することについて、（６）ごみ収集業務中の乗用車との接触事故についての報告が

ありました。

以上が、各課報告事項についての概要であります。

以上、開会中における厚生常任委員会の概要であります。なお、詳細につきましては、会議録に整理させていただいておりますので、ごらんいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中西和夫君） 次に、日程５．総務常任委員長報告についてを議題といたします。

同じく閉会中における継続審査とされましたことについての審査結果報告を求めます。

７番、嶋田委員長。

○総務常任委員長（嶋田善行君） 去る８月２１日、全委員出席のもと総務常任委員会を開催いたしましたので、その概要をご報告します。

初めに、継続審査案件であります斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてであります。

まず、斑鳩町文化財活用センターの運営については、５月２８日から６月３０日まで開催されました春季企画展では１，４１８名、７月２３日から８月１１日までの斑鳩大塚古墳周辺での発掘調査の速報展では３９５名の入館者があった。史跡中宮寺跡の整備については、基壇上の転落防止用の柵の材質をステンレス製とすること。春日古墳調査検討委員会の委員８名の委嘱手続きが完了したこと。寺山古墳群の墳丘の測量調査については、８月１０日から１８日まで実施したことなどの報告がなされました。委員より、体験教室や学習の参加者の参加後の感想についてなどの質疑がありました。

続きまして、各課報告事項であります。

１つとして、斑鳩町男女共同参画に関する住民意識調査の結果報告であります。第２次男女共同参画推進計画が平成２７年で満了するため、新計画策定の基礎データとする目的のため実施されたもので、各項目ごとの分析結果の報告がなされました。委員より、関係課の職員だけでなく町職員全体で理解、認識する必要がある、また、女性の活躍推進法との関連についてなどの意見、質疑がありました。

２つとして、斑鳩町学校給食地産地消促進事業補助金交付要綱案についてであります。奈良県の地方創生の取り組みの一環として、学校給食に対する補助金交付制度が創立された。この制度の趣旨に基づき、町立小中学校の学校給食において、奈良県産農林水産物や加工品を活用する学校に対し、当該食材の購入費補助金の交付を受ける場合の必要事項を定めたものであること。この補助金は、一食当たり小学校で５０円、中学校で６０円であり、地産地消の取り組みの経費の一部に充てるとの報告がなされました。

その他の報告としまして、入札の申し込みがなかった町有地の今後の対応として、随意契約による売り払いを進めており、現在、該当地としては、追手団地跡、阿波2丁目地内の町有地、旧野外活動センター跡地の3物件であること、また、9月10日から10月14日くらいまで国勢調査を実施すること及び8月12日に開催された子ども模擬議会の結果報告がなされました。委員より、町有地の売り払いについて質疑がありました。

次に、その他であります。委員より、マムシ出没の啓発看板の横にかまれたときの対処方法を記した看板を一緒に掲示してはどうか、また、地方創生に関しての町の取り組みの進捗についてなどの質疑があり、理事者より一定の答弁がなされました。

以上が、閉会中における当委員会の概要であります。詳細につきましては、会議録に整理いたしますので、ごらんいただきますようお願いいたしまして、総務常任委員長報告を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 以上で、閉会中における各委員会の委員長報告が終わりました。

続きます。日程6．議案第37号 斑鳩町個人情報保護条例の一部を改正する条例について、日程7．議案第38号 斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、日程8．議案第39号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、日程9．議案第40号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について、日程10．議案第41号 斑鳩町手数料条例の一部を改正する条例について、日程11．議案第42号 平成27年度斑鳩町一般会計補正予算（第3号）について、日程12．議案第43号 平成27年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、日程13．議案第44号 平成27年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、日程14．議案第45号 平成27年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、日程15．議案第46号 平成26年度斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、日程16．認定第2号 平成26年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程17．認定第3号 平成26年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程18．認定第4号 平成26年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、日程19．認定第5号 平成26年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程20．認定第6号 平成26年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程21．認定第7号 平成26年度斑鳩町後期高齢者医療特別会

計歳入歳出決算の認定について、日程 22. 認定第 8 号 平成 26 年度斑鳩町水道事業会計決算の認定について、日程 23. 諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて、日程 24. 同意第 9 号 教育長の任命について同意を求めることについて、日程 25. 同意第 10 号 斑鳩町教育委員会委員の任命について同意を求めることについて、日程 26. 陳情第 2 号 高齢者が地域で活躍できる場の拡大に取り組むシルバー人材センターへの支援の要望について、日程 27. 報告第 12 号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）、日程 28. 報告第 13 号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成 27 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 2 号）について）、以上 23 議案を一括上程いたします。

町長から、本定例会に付議されました 22 議案について、総括提案説明を求めます。

小城町長。

○町長（小城利重君） それでは、本定例会に付議いたしました各議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

初めに、議案第 37 号 斑鳩町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてであります。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、特定個人情報の利用等の取り扱いについて、本法と同様の特別な保護措置を定めるため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第 38 号 斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

議会の議員の報酬並びに町長、副町長及び教育長の給料の適正な額及び実施期日に係る斑鳩町特別職報酬等審議会への諮問に対する答申の内容を受け、議会の議員の報酬の額について改定を行うものであります。

次に、議案第 39 号 特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

さきの議案第 38 号と同様に、斑鳩町特別職報酬等審議会への諮問に対する答申の内容を受け、町長及び副町長の給料の額等について改定を行うものであります。

次に、議案第 40 号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

さきの議案第 38 号と同様に、斑鳩町特別職報酬等審議会への諮問に対する答申の内容を受け、教育長の給料の額等について改定を行うものであります。

次に、議案第41号 斑鳩町手数料条例の一部を改正する条例についてであります。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行及び住民基本台帳法の改正に伴い、通知カード及び個人番号カードの再交付に係る手数料を新たに定めるとともに、住民基本台帳カード交付手数料を廃止するものであります。

次に、議案第42号 平成27年度斑鳩町一般会計補正予算（第3号）についてであります。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億6,838万2千円を追加し、歳入歳出それぞれ88億6,168万9千円とするものであります。

初めに、歳入予算の補正についてであります。第9款 地方特例交付金では、平成27年度の交付額の決定により、9千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第10款 地方交付税では、平成27年度の普通交付税交付額の決定により、1億8,036万9千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第14款 国庫支出金では、第2項 国庫補助金で、1,138万6千円の増額補正をお願いするものであります。

その主な内容は、個人番号カード交付事務費補助金で、市町村における個人番号カードの交付事務に必要な経費に対して補助金が交付されることから88万6千円の増額、地域経済循環創造事業交付金で、地域での経済循環の創造など地域活性化に向け、民間事業者が地域金融機関から融資を受けて実施する事業の初期投資費用について交付金が交付される見込みから1,050万円の増額となっております。

次に、第15款 県支出金では、第2項 県補助金で、学校給食に奈良県産農林水産物や加工品を活用する市町村等に対し、当該食材の購入費について補助金が交付されることから、学校給食地産地消促進事業補助金78万7千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第17款 寄附金では、福祉費寄附金で9万円、都市計画費寄附金で7万3千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第18款 繰入金では、第2項 特別会計繰入金で、平成26年度をもって大字龍田財産区特別会計を廃止したため、当該特別会計の剰余金を一般会計に繰り入れることから、244万2千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第19款 繰越金では、平成26年度会計の決算剰余金の確定により、1億4,434万6千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第20款 諸収入では、第5項 雑入で、消防団員退職報償金受入金188万円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第21款 町債では、平成27年度の臨時財政対策債の発行可能額の決定により、2,700万円の増額補正をお願いするものであります。

続きまして、歳出予算の補正についてであります。

第2款 総務費では、第1項 総務管理費で、地域集会所施設整備費等補助金198万7千円の増額補正をお願いするものであります。

第2項 徴税费では、配当割・株式等譲渡所得割控除不足分などの還付見込額が当初見積りを上回るため、339万円の増額補正をお願いするものであります。

第3項 戸籍住民基本台帳費では、社会保障・税番号制度の導入に伴い、国庫補助金を活用し、臨時職員の雇用等を行うため、86万6千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第3款 民生費では、第1項 社会福祉費で、884万9千円の増額補正をお願いするものであります。

その主な内容は、福祉基金にいただいた寄附金3万円の積み立て、東老人憩の家エアコン取替工事80万円の増額のほか、平成26年度に交付された福祉医療費助成事業県費補助金、障害者自立支援給付費等国庫等負担金、臨時福祉給付金給付事業国庫補助金の超過交付分を返還するため、801万9千円の増額補正をお願いするものであります。

第2項 児童福祉費では、たつた保育園保育室エアコン取替工事90万円の増額のほか、平成26年度に交付された保育緊急確保事業費国庫補助金、子育て世帯臨時特例給付金給付事業国庫補助金の超過交付分を返還するため、154万3千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第6款 商工費では、歳入で申しあげましたとおり、地域経済循環創造事業交付金を活用し、民間事業者がまちあるき観光拠点として店舗を開設するための初期投資費用について、1,050万円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第8款 消防費では、消防団員の退団に伴う退職報償金188万円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第9款 教育費では、歳入で申しあげました学校給食地産地消促進事業補助金を活用し、児童生徒への食育と学校給食での地産地消を進め、児童生徒が地元農業への理解を深めるため、学校給食地産地消促進事業補助金を交付してまいりたいことから、第2項 小学校費で51万2千円、第3項 中学校費で27万5千円の増額補正をお願いするものであります。

最後に、第12款 予備費では、今回の補正から生じた財源3億3,768万円の留

保をお願いしております。

次に、議案第43号 平成27年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,181万円を追加し、歳入歳出それぞれ42億4,231万円とするものであります。

初めに、歳入予算の補正についてであります。

第2款 国庫支出金では、第1項 国庫負担金で、平成27年度の概算交付額の確定に伴い、療養給付費等負担金2,060万8千円の減額補正をお願いするものであります。

第2項 国庫補助金では、平成27年度の概算交付額の確定に伴い、財政調整交付金585万1千円の減額補正をお願いするものであります。

次に、第4款 前期高齢者交付金では、平成27年度の概算交付額の確定に伴い、4,342万1千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第5款 県支出金、第2項 県補助金では、平成27年度の概算交付額の確定に伴い、財政調整交付金585万2千円の減額補正をお願いするものであります。

次に、第10款 諸収入、第2項 雑入では、歳出の前年度繰上充用金の補正に伴う減額及び本予算補正から生じた財源を歳入欠かん補填収入で調整することから、1,070万円の増額補正をお願いするものであります。

続きまして、歳出予算の補正についてであります。

第3款 後期高齢者支援金等では、平成27年度の拠出額の確定に伴い、後期高齢者支援金385万9千円の減額補正をお願いするものであります。

次に、第6款 介護納付金では、平成27年度の納付額の確定に伴い、介護納付金1,984万3千円の減額補正をお願いするものであります。

次に、第10款 諸支出金、第1項 償還金及び還付加算金では、療養給付費負担金及び特定健康診査負担金の精算に伴う超過交付分等の返還が生じたことから、4,740万4千円の増額補正をお願いするものであります。

最後に、第12款 前年度繰上充用金では、前年度繰上充用金の執行額の確定に伴い、189万2千円の減額補正をお願いするものであります。

次に、議案第44号 平成27年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,145万1千円を追加し、歳入歳出そ

れぞれ 2 3 億 1, 5 7 5 万 1 千円とするものであります。

初めに、歳入予算の補正についてであります。

第 4 款 支払基金交付金では、平成 2 6 年度の介護給付費の執行額の確定に伴う支払基金交付金の不足額について、平成 2 7 年度で交付されることから、1 3 1 万 1 千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第 9 款 繰越金では、平成 2 6 年度会計の決算剰余金の確定により、4, 0 1 4 万円の増額補正をお願いするものであります。

続きまして、歳出予算の補正についてであります。第 5 款 諸支出金、第 1 項 償還金及び還付加算金では、平成 2 6 年度の執行額の確定に伴い、第 1 号被保険者の過年度分の保険料について、還付すべき額の見込額が確定したことから 5 3 万 1 千円の増額補正を、また、平成 2 6 年度の介護給付費に係る国・県の負担金及び地域支援事業に係る国・県の補助金並びに支払基金交付金が超過交付となったことから、その償還金として 1, 1 4 1 万 1 千円の増額補正をお願いするものであります。

最後に、今回の予算補正において、歳入額が歳出額を上回ることから、その差額を基金に積み立てるため、第 3 款 基金積立金では 2, 9 5 0 万 9 千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、議案第 4 5 号 平成 2 7 年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 3 2 2 万 3 千円を追加し、歳入歳出それぞれ 3 億 5, 8 5 2 万 3 千円とするものであります。

初めに、歳入予算の補正についてであります。

第 5 款 繰越金では、平成 2 6 年度会計の決算剰余金の確定により、1 6 1 万 5 千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第 6 款 諸収入、第 2 項 償還金及び還付加算金では、平成 2 6 年度中に払い戻した保険料のうち、広域連合からの保険料還付金について、受入未済金及び還付未済金 1 6 0 万 8 千円の増額補正をお願いするものであります。

続きまして、歳出予算の補正についてであります。

第 2 款 後期高齢者医療広域連合納付金では、繰り越しする保険料を広域連合に納付することから、後期高齢者医療保険料等負担金 1 9 1 万 9 千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第 3 款 諸支出金、第 1 項 償還金及び還付加算金では、平成 2 6 年度還付未

済に係る保険料還付金として、130万4千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、議案第46号 平成26年度斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてであります。

平成26年度斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金の処分につきまして、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

その内容につきましては、平成26年度斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金9億5,393万6,161円のうち、減債積立金に300万円、利益積立金に300万円を積み立て、残余9億4,793万6,161円を繰り越すものであります。

次に、認定第2号から認定第8号までの7議案につきましては、平成26年度斑鳩町一般会計及び特別会計並びに水道事業会計の歳入歳出決算の認定についてであります。

佐伯、中川両監査委員には、去る6月24日及び7月28日から8月3日までの間におきまして、厳正な審査を賜り、まことにありがとうございました。

初めに、認定第2号 平成26年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

平成26年度一般会計歳入歳出決算は、歳入決算額が89億9,524万3千円、歳出決算額が85億735万3千円となり、歳入決算額から歳出決算額を差し引いた形式収支は4億8,789万円となりました。

この形式収支から、翌年度への繰越事業に伴う繰り越しすべき財源9,354万3千円を差し引いた実質収支額は、3億9,434万7千円の黒字となっております。

初めに、歳入決算の状況についてであります。平成26年度の歳入決算額は、前年度と比較して1億3,057万1千円、1.4%減の89億9,524万3千円となっております。

その主な内訳は、町税が28億8,636万7千円で構成比32.1%、地方交付税が24億4,030万7千円で構成比27.1%、国庫支出金が8億8,058万1千円で構成比9.8%、繰越金が7億6,956万8千円で構成比8.6%、県支出金が6億1,623万9千円で構成比6.9%、町債が5億5,370万円で構成比6.2%などとなっております。

続きまして、歳出決算の状況についてであります。

平成26年度の歳出決算額は、前年度と比較して、1億5,110万7千円、1.8%増の85億735万3千円となっております。

その主な内訳は、民生費が29億6,238万7千円で構成比34.8%、土木費が

10億5,969万円で構成比12.5%、公債費が9億9,097万1千円で構成比11.6%、総務費が9億6,229万5千円で構成比11.3%、衛生費が9億2,236万5千円で構成比10.8%などとなっております。

また、主な歳出について、前年度と比較しますと、大きく増加したものは、土木費が、法隆寺線整備事業費、いかるがパークウェイ整備促進のための代替用地取得費などの増加により、対前年度比2億3,690万1千円、28.8%の増、民生費が、民間保育所施設整備補助金、臨時福祉・子育て世帯臨時特例給付金給付事業費などの増加により、対前年度比3億2,542万円、12.3%の増となっております。

一方、決算額が大きく減少したものは、衛生費が、可燃ごみ積み替え施設整備事業費などの減少により、対前年度比2億5,744万6千円、21.8%の減、総務費が、自治会防犯灯設置助成事業費、本庁舎空調設備更新事業費などの減少により、対前年度比1億3,881万8千円、12.6%の減、教育費が、小学校校舎耐震補強等事業の完了などにより、対前年度比1億1,256万9千円、11.1%の減となっております。

次に、認定第3号 平成26年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

平成26年度歳入歳出決算は、歳入決算額が32億923万2千円、歳出決算額が36億5,734万円となり、形式収支は4億4,810万7千円の赤字となっております。このため、平成27年度会計において繰上充用の予算補正措置を行い、決算を終えております。

次に、認定第4号 平成26年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

平成26年度歳入歳出決算は、歳入決算額が274万2千円、歳出決算額が30万円となり、形式収支は244万2千円となっております。

なお、平成26年度をもって本特別会計を廃止したため、剰余金244万2千円は一般会計に繰り入れました。

次に、認定第5号 平成26年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

平成26年度歳入歳出決算は、歳入決算額が13億7,065万円、歳出決算額が13億7,055万9千円となり、形式収支は9万1千円となっております。

なお、この9万1千円は、全て翌年度への繰越事業に伴う繰り越しすべき財源となっ

ております。

次に、認定第6号 平成26年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

平成26年度歳入歳出決算は、歳入決算額が21億1,269万1千円、歳出決算額が20億7,155万1千円となり、形式収支は4,114万円となっております。

次に、認定第7号 平成26年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

平成26年度歳入歳出決算は、歳入決算額が3億4,801万円、歳出決算額が3億4,639万5千円となり、形式収支は161万5千円となっております。

次に、認定第8号 平成26年度斑鳩町水道事業会計決算の認定についてであります。

平成26年度の決算状況は、営業収支が883万7千円の営業損失となり、その内訳として、営業収益は、前年度と比較して3,198万円減の6億3,689万1千円で、給水収益は、前年度と比較して2,455万8千円減の6億1,115万7千円となっております。

一方、営業費用では、前年度と比較して2,977万円増の6億4,572万8千円となっております。

また、営業外収支では、受取利息等営業外収益から支払利息等営業外費用を差し引き4,802万円の利益となり、経常収支では3,918万2千円の経常利益となっております。

その結果、特別損益の405万6千円の損失を加味いたしまして、当年度決算では、3,512万7千円の純利益となっております。

次に、資本的収支では、資本的収入が、工事負担金、企業債で1億4,965万7千円に対し、資本的支出は、老朽管更新事業、公共下水道工事等に伴う配水管工事、浄水施設の整備等の建設改良費及び企業債償還金により3億900万3千円となっております。

なお、支出超過額については、損益勘定留保資金等で補填しております。

次に、諮問第3号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについてであります。

現委員の松田和枝氏の任期が、平成27年12月31日をもって満了となることから、引き続き松田和枝氏を推薦することについて、議会の意見を求めるものであります。

次に、同意第9号 教育長の任命について同意を求めることについてであります。

現教育長の清水建也氏の斑鳩町教育委員会委員としての任期が平成27年10月26日をもって満了となりますが、平成27年4月1日に施行された地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正による教育委員長と教育長とを一本化した新たな教育長として清水建也氏を任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

次に、同意第10号 斑鳩町教育委員会委員の任命について同意を求めることについてであります。

古川千代美氏が、平成27年7月16日に辞任されたことから、その後任として冨井祐子氏を任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

次に、報告第12号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）であります。

平成27年7月14日、斑鳩町高安西1丁目1番34号先道路において、生ごみ分別ボックスの回収作業のため収集車を運転中、対向車両に収集車が接触し、損傷させたことにつきまして、地方自治法第180条第1項の規定により議会の議決により指定された事項について、平成27年8月14日付で専決処分させていただいたものであり、同法同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

次に、報告第13号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成27年度斑鳩町一般会計補正予算（第2号）について）であります。

さきの報告第12号 損害賠償の額の決定について専決処分させていただいたことに伴う損害賠償に係る保険金の受け入れと、損害賠償の支払いであります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7万円を追加し、歳入歳出それぞれ84億9,330万7千円とする補正予算につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により議会の議決により指定された事項について、平成27年8月14日付で専決処分させていただいたものであり、同法同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

以上をもちまして、提案いたしましたそれぞれの議案につきましての概要説明とさせていただきますが、いずれの議案につきましても温かいご審議を賜りまして、原案どおり議決を賜りますようお願い申し上げます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君）　　ここでお諮りいたします。

本日提出されています議案について、ただいま町長から総括提案説明を受けましたので、日程23．諮問第3号、日程24．同意第9号、日程25．同意第10号、日程27．報告第12号、日程28．報告第13号を除く町長提案の17議案については、会

議規則第39条第3項の規定により提案説明を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、これより議事日程に従い議事を進めてまいります。

日程6. 議案第37号 斑鳩町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) これをもって、議案第37号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第37号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程7. 議案第38号 斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) これをもって、議案第38号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第38号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程8. 議案第39号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) これをもって、議案第39号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第39号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程9. 議案第40号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) これをもって、議案第40号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第40号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程10. 議案第41号 斑鳩町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) これをもって、議案第41号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第41号は、厚生常任委員会に付託いたします。

続いて、日程11. 議案第42号 平成27年度斑鳩町一般会計補正予算(第3号)についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) これをもって、議案第42号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第42号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程12. 議案第43号 平成27年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) これをもって、議案第43号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第43号は、厚生常任委員会に付託いたします。

続いて、日程13. 議案第44号 平成27年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) これをもって、議案第44号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第44号は、厚生常任委員会に付託いたします。

続いて、日程14. 議案第45号 平成27年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) これをもって、議案第45号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第45号は、厚生常任委員会に付託いたします。

続いて、日程15. 議案第46号から日程22. 認定第8号までの8議案は、平成26年度の水道事業会計未処分利益剰余金の処分と平成26年度各会計に係る決算認定の案件であります。

よって、会議規則第37条の規定により8議案を一括議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、日程15. 議案第46号 平成26年度斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、日程16. 認定第2号 平成26年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程17. 認定第3号 平成26年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程18. 認定第4号 平成26年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、日程19. 認定第5号 平成26年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程20. 認定第6号 平

成 2 6 年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程 2 1 . 認定第 7 号 平成 2 6 年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程 2 2 . 認定第 8 号 平成 2 6 年度斑鳩町水道事業会計決算の認定について、以上 8 議案を一括議題といたします。

ただいま一括議題といたしました 8 議案について、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) これをもって、議案第 4 6 号から認定第 8 号までの 8 議案に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています 8 議案につきましては、委員会条例第 5 条の規定に基づき、委員 7 名をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第 4 6 号から認定第 8 号までの 8 議案については、委員 7 名をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました特別委員会の委員には、委員会条例第 7 条の規定により、議長において指名いたしますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、議長において指名いたします。

総務常任委員会から、坂口議員、奥村議員、厚生常任委員会から、平川議員、井上議員、建設水道常任委員会から、小村議員、木澤議員、広報発行常任委員会から、伴議員、以上 7 名の議員を指名いたします。各議員には、よろしくお願いをいたします。

続いて、日程 2 3 . 諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第 3 9 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、諮問第3号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。

植村総務部長。

- 総務部長（植村俊彦君） それでは、諮問第3号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについてでございます。

現委員であります松田和枝氏の任期が平成27年12月31日をもって満了となりますことから、松田和枝氏を引き続き推薦することにつきまして、議会の意見を求めるものでございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

諮問第3号

人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて

標記について、下記の者を候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めます。

平成27年9月1日 提出

斑鳩町長 小城 利重

記

住 所 斑鳩町龍田西3丁目11番14号

氏 名 松田 和枝

生年月日 昭和20年5月11日

なお、松田氏の略歴につきましては、次のページに記載をさせていただいておりますので、朗読につきましては省略させていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上をもちまして、諮問第3号についての説明といたしますが、何とぞご了承賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（中西和夫君） お諮りいたします。

諮問第3号については、質疑、討論を省略し、適任であるとの意見を付して答申することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第3号については、満場一致をもって適任であるとの意見を付して答申することと決しました。

続いて、日程 24. 同意第 9 号 教育長の任命について同意を求めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第 39 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、同意第 9 号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。

植村総務部長。

○総務部長(植村俊彦君) 同意第 9 号 教育長の任命について同意を求めることについてでございます。

現教育長であります清水建也氏の斑鳩町教育委員会委員としての任期が平成 27 年 10 月 26 日をもって満了となります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正による、教育委員長と教育長を一本化した新たな教育長として、清水建也氏を任命することについて、議会の同意を求めるものでございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

同意第 9 号

教育長の任命について同意を求めることについて

標記について、下記の者を教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めます。

平成 27 年 9 月 1 日 提出

斑鳩町長 小城 利重

記

住 所 北葛城郡王寺町畠田 7 丁目 7 番 4 号

氏 名 清水 建也

生年月日 昭和 30 年 2 月 13 日

なお、清水氏の略歴につきましては、次のページに記載しているとおりでございますので、朗読につきましては省略をいたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

以上をもって、同意第 9 号についての説明いたしますが、何とぞ満場一致をもってご同意賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（中西和夫君） お諮りいたします。

同意第9号については、質疑、討論を省略し、原案に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、同意第9号については、満場一致で同意いたされました。

続いて、日程25. 同意第10号 斑鳩町教育委員会委員の任命について同意を求めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、同意第10号については委員会付託を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。

植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） 同意第10号 斑鳩町教育委員会委員の任命について同意を求めることについてでございます。

平成27年7月16日付で古川千代美氏が教育委員会委員を辞任されたことに伴いまして、その後任の委員につきまして、富井祐子氏を任命することについて、議会の同意を求めるものでございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

同意第10号

斑鳩町教育委員会委員の任命について同意を求めることについて

標記について、下記の者を斑鳩町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

平成27年9月1日 提出

斑鳩町長 小城 利重

記

住 所 斑鳩町目安1丁目11番14号

氏 名 富井 祐子

生年月日 昭和31年5月19日

なお、富井氏の略歴につきましては、次のページに記載しているとおりでございまして、朗読については省略いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

以上をもって、同意第10号についての説明といたしますが、何とぞ満場一致をもってご同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中西和夫君） お諮りいたします。

同意第10号については、質疑、討論を省略し、原案に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、同意第10号については、満場一致で同意いたされました。

続いて、日程26．陳情第2号 高齢者が地域で活躍できる場の拡大に取り組むシルバー人材センターへの支援の要望についてを議題といたします。

ただいま議題となっています陳情第2号は、厚生常任委員会に付託いたします。

続いて、日程27．報告第12号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）、日程28．報告第13号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成27年度斑鳩町一般会計補正予算（第2号）について）の2議案は、いずれも同一事故に係る議会の委任による町長専決処分の報告であります。

よって、会議規則37条の規定により2議案を一括議題とし、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、報告第12号と報告第13号の2議案については一括議題とし、委員会付託を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。

乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾善亮君） それでは、報告第12号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）並びに報告第13号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成27年度斑鳩町一般会計補正予算（第2号）について）につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、報告第12号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額

の決定について)でございます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

報告第12号

議会の委任による町長専決処分の報告について

(損害賠償の額の決定について)

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

平成27年9月1日 提出

斑鳩町長 小城 利重

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読いたします。

斑専第7号

専決処分書

損害賠償の額の決定について

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

平成27年8月14日

斑鳩町長 小城 利重

続きまして、次のページの損害賠償の額の決定につきましてごらんいただきたいと思います。

朗読をさせていただきます。

損害賠償の額の決定について

斑鳩町高安西1丁目1番34号先道路において、生ごみ分別ボックスを回収していた収集車が、町道対向中の車両に接触し損傷した事故による損害賠償を次のとおり決定する。

記

1. 損害賠償の額 69,743円
2. 損害賠償の相手方 奈良県生駒郡斑鳩町神南3丁目3番2号
浅川 俊之

本議案につきましてでございますが、平成27年7月14日の午後1時15分ごろ、環境対策課の衛生処理場職員田坂河平が運転する3トンドンプトラックが、高安西1丁

目1番34号先の道路において、相手方の車と対向しようとしたとき、相手方の車の右ドアに接触し、損傷させてしまいました。

この事故によります損害賠償として69,743円を支払うことで、平成27年8月14日に示談が成立いたしましたので、同日付で専決処分させていただいたものでございます。

続きまして、報告第13号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成27年度斑鳩町一般会計補正予算（第2号）について）をご説明申しあげます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

報告第13号

議会の委任による町長専決処分の報告について

（平成27年度斑鳩町一般会計補正予算（第2号）について）

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

平成27年9月1日 提出

斑鳩町長 小城 利重

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読いたします。

斑専第8号

専決処分書

平成27年度斑鳩町一般会計補正予算（第2号）について

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

平成27年8月14日

斑鳩町長 小城 利重

本議案につきましては、先ほどご説明申しあげました事故に係ります示談が成立いたしまして、損害賠償の額も決定いたしましたことから、その損害賠償額を支払いいたしますため、同日付で専決処分をさせていただいたものでございます。

それでは、補正予算書の予算に関する説明書に基づきましてご説明を申しあげます。補正予算書の5ページをお開きをいただきたいと思います。

5ページの、まず歳入でございます。第20款 諸収入、第5項 雑入、第5目 雑入、第6節 雑入に、自動車損害共済金といたしまして、新たに7万円を補正をいたし

ております。

次に、歳出でございます。6ページをお開きいただきたいと思います。6ページの歳出でございます。

第4款 衛生費、第2項 清掃費、第1目 清掃総務費、第22節 補償補填及び賠償金に、賠償金といたしまして、新たに7万円の増額補正を行っております。

それでは、1ページにお戻りをいただきまして、予算総則を朗読をさせていただきます。

平成27年度斑鳩町一般会計補正予算（第2号）

平成27年度斑鳩町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、70千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ8,493,307千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年8月14日専決

斑鳩町長 小城 利重

今回の事故は、当該職員の運転の慎重さが足らなかったためということで、職員にも指導しておりますし、講習会も予定をしております。交通安全の講習会ということで予定もしております。今後このようなことが起こさないよう、今後一層注意してまいりますので、よろしくご理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上で、報告第12号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）並びに報告第13号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成27年度斑鳩町一般会計補正予算（第2号）について）の説明とさせていただきます。よろしくご了承賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中西和夫君） 報告が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。

12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 今、部長のほうから報告と説明とありまして、さらに今後気をつけるように指導もするというふうにおっしゃいましたけども、いつときですね、2年間ぐらい事故がないときもあったんですけども、ここのところやっぱり続いているというのが非常に気になっているんです。例えば台風のときに警戒をするというようなときに、視界が悪くて軒先に接触するというようなことは、どうしてもいたし方ないのかな

という点もありますし、どうしても、平時でも事故というのは起こるものではあるんですけども、やはりですね、その都度注意をしていただいていますけども、このように繰り返して事故が起こることについて、何か体制的に問題がないのかなというふうに思うんですが、その点については、いかがでしょうか。

○議長（中西和夫君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾善亮君） 今回の事故は、その体制という問題ではなくて、本人のやはり慎重さが足らなかったということでございますので、運転に関する、何ていうんですかね、注意、注意といいますか、そういうのがございますので、その収集の体制というのは、この事故には影響していないということでございます。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 以前なんかは、バックするときによく当ててはったんですけども、その際には、必ず2人同乗されていて、1人の方が後ろを見るというような形で対応されているのかなというふうに思いますけども、今回については、お聞きしますと、バックではなかったというふうに思うんですね。もう少しその事故の状況について教えていただけますか。

○議長（中西和夫君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾善亮君） 今回の事故につきましては、この道路につきましては、幅員が3.4メートルということで、若干狭いという道路でございます。こちらのほうが3トンドンプということで、向こうが普通車でございます。対向しにくという状況がございましたので、職員のほうが、水路にふたをしておりますので、その上に車をちょっとよけたという形になるんですけど、よけて一旦止まっていたんですけども、対向しようとして、もう少し前に行かなければ対向できないということ、状況になったので、少し前に動かしたということですけど、そのときに、車がミッション車でしたので、クラッチのつながりがちょっと、若干遅かったということで、若干ちょっとバックしたと、後退したということで、その後退したときに車が相手方に当たったという状況でございますので、車をバックさせたということではなくて、いわゆる操作がちょっと、少し慎重さが足らなかったということでございますので、降りて誘導するというものではなかったという状況でございます。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 不注意だというふうに報告されておりますけど、そういう可能性も、当然ね、あると思いますけども、どうも聞いていると、慣れていない方が、普段

オートマ車に乗っていてミッション車に乗って起こした事故なのかなというようなことにも私は感じましたのでね、やはりこういう、運転免許証としては普通運転免許証で乗れる車なのかもしれませんが、やはり特殊な車であることには違いないと思いますので、運転される方については、事前にやっぱり十分な講習等、練習する機会をですね、つくって、やはり安全に運転していただくというようなことも対策として必要ではないかというふうに思いますので、その点につきましても、今後、よろしく願いしておきます。

○議長（中西和夫君） ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって、質疑を終結いたします。

報告第12号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）、日程28、報告第13号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成27年度斑鳩町一般会計補正予算（第2号）について）を終わります。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

明9月2日から9月3日までは休会、4日は午前9時から一般質問を予定しておりますので、定刻にご参集をお願いいたします。

本日は、これをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午前10時39分 散会）